

道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします

道路に張り出した木や竹は、通行の妨げや事故の原因になります。

台風や大雨の際は、倒木により道路が通行止めになるおそれもありますので、日頃からの管理・伐採にご協力ください。

また、緊急時は道路管理者が所有者の了承なく伐採・撤去することがあります。

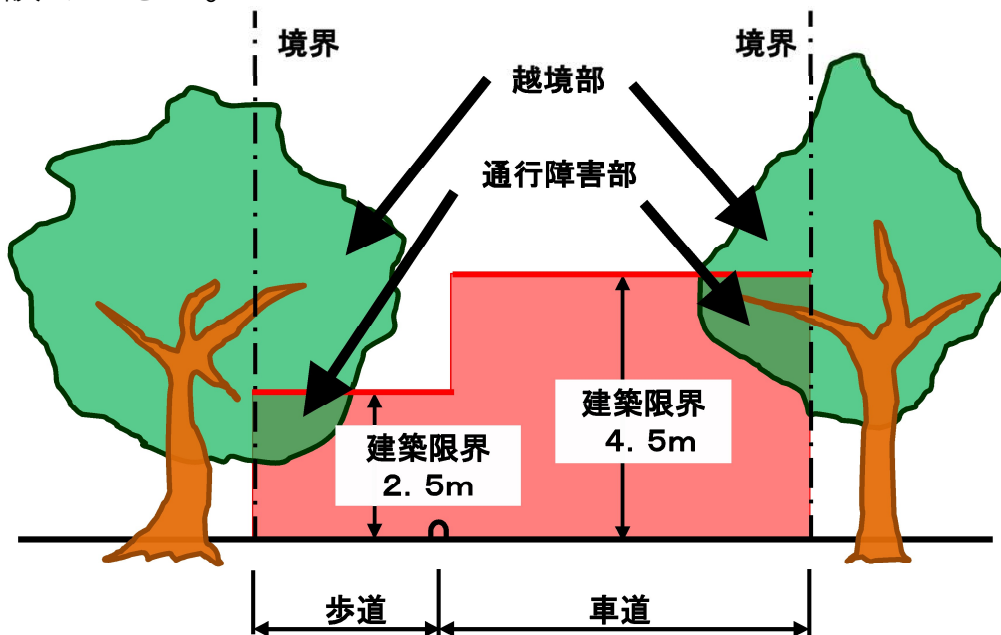
なお、倒木等により自動車や歩行者等に損害が発生した場合、木や竹の所有者が管理責任を問われることがあります。

民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任
道路法第43条 道路に関する禁止行為

【支障となる範囲】

道路を安全に通行するため、一定の幅・高さの範囲内には障害となるものを設けてはならない「建築限界」が定められています。この範囲内に張り出している木や竹等の伐採にご協力をお願いします。

なお、伐採材については、長さ1メートル以内に切り揃えて、川内クリーンセンターへ搬入するなど、適正な処理をお願いします。ご自身での処理が困難な場合は下記までご相談ください。



【支障となる例】

- ・木や竹が道路に張り出し通行に支障がある。又は、その恐れがある。
- ・倒木や枝・幹の落下の恐れがある。
- ・雑草が伸び通行に支障がある。見通しが悪い。

【特別災害復旧補助金】

宅地内から道路脇に立っている木や倒れそうな木の除去については、災害時に道路へ影響を及ぼす可能性があるものとして、倒木予防工事の補助対象となり、伐採に係る経費の一部を補助します。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

薩摩川内市 建設部 道路河川課 建設管理グループ

TEL 0996-23-5111